

徳島県告示第百七十号

平成二十四年徳島県告示第百七十二号（建築基準法の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程を指定する件）の一部を次のように改正し、令和六年三月二十九日から施行する。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

二中「及び法第八十五条第五項」を「又は法第八十五条第六項若しくは第七項」に、「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改める。